

1. 平成24年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成24年10月5日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第135号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第136号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第137号 郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第138号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第139号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第140号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第145号 平成23年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第148号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第149号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第150号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第151号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第152号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第153号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第154号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程23 議案第155号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第156号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第157号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第158号 平成23年度郡上市高鷺財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第159号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第160号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第161号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第162号 平成23年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程31 議案第163号 平成23年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程32 議案第171号 財産の無償譲渡について（白鳥町向小駄良地内）
- 日程33 陳情第1号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の採択について
- 日程34 要望第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について
- 日程35 議発第11号 議員派遣について
- 日程36 議発第12号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程37 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程38 議報告第9号 諸般の報告について
- 日程39 議報告第10号 中間報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程39

- 日程40 議発第13号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市

13番 武藤忠樹

15番 渡辺友三

17番 美谷添生

14番 尾村忠雄

16番 清水敏夫

18番 田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 日置敏明

教育長 青木修

総務部長 服部正光

農林水産部長 野田秀幸

建設部長 武藤五郎

教育次長 常平毅

消防長 川島和美

国保白鳥病院
事務局長 日置良一

副市長 鈴木俊幸

市長公室長 田中義久

健康福祉部長 布田孝文

商工観光部長 蓑島由実

環境水道部長 木下好弘

会計管理者 山下正則

郡上市民病院
事務局長 猪島敦

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局
議会総務課長
補佐 河合保隆

議会事務局
議会総務課長 丸井秀樹

◎開議

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には、9月7日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございました。いよいよ最終日を向かえることになりました。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、8番 山田忠平君、9番 村瀬弥治郎君を指名いたします。

◎議案第134号から議案第140号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程8、議案第140号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてまでの7件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました7件は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例関係4件について、9月19日、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び企画課長から、自主運行バスの美並美濃線が本格運行を開始すること、大和地域及び高鷲地域の運行ルートの一部変更することに伴う改正であるとの説明を受けました。

委員からは、鷲見線はインター線から右折する場合、冬場は大変混雑する、また道も狭い箇所があり、除雪が遅れる恐れもあるため、運行ルートの見直しについての質問があり、高鷲地域の交通検討会議で庁舎への乗り入れのためのルート変更の協議を行ったが、渋滞については議題にならない

かった。問題になる場合は、何らかの対応をし、支障のないような運行を行うとの説明がありました。

また、委員から美並のさつき苑から美濃インター前までの料金について、岐阜バスの旧美濃八幡線の料金及び長良川鉄道との料金比較について質問があり、美並美濃線は500円であるが、長良川鉄道は美並荏安駅から美濃市駅までは610円、岐阜バスは750円となっていたため、これまでよりも安くなるとの説明がありました。

委員から、大和町内は100円で乗れるが、幹線は3.5キロを超えて加算されていく料金体系となっており、料金に距離的な感覚の違いが生じるのではないかととの質問があり、地域内を運行する支線交通の料金は、地域の拠点から10キロメートルまで100円、以降3.5キロごとに100円加算する料金設定である。大和地域は拠点を大和庁舎にしており、そこから大和地域内の各乗り場までの距離は10キロメートル以内となっているため、100円で利用できることになっている。

美並地域の美並美濃線や美並八幡線については、地域を超えた区間で料金調整を行っているため、支線交通との料金の違いが出ている。また、福祉バスとして無料で行っていたところもあり、長良川鉄道とのバランスもあり、こうした設定となっているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

続きまして、議案第135号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び情報課長から郡上ケーブルテレビネットワーク施設に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

委員から、第18条の「別に定める基準」について質問があり、同条例施行規則に集会所のようなテレビを設置しない施設は加入料を徴収しないことなどを市長が別途定め、減額または免除できるものであるとの説明がありました。

また委員から、第36条第3項が加えられた理由について質問があり、過料については行政処分となるため、指定管理者が行使することはできないため、適用しないということであるとの説明がありました。

また委員から、指定管理となることで今後の運営についての見通しについて質問があり、企画書には人口減少によるテレビ加入者の減、インターネット利用者の増加の努力、番組制作及び広告放送の充実、新サービスの展開などを上げている。情報通信基盤の更新は行政が行うが、全面更新には試算すると30億円程度必要になってくるため、指定管理者へ経営体制への努力を求めていく必要がある。指定管理者により新たなサービスが生まれ、価値観が上がるような取り組みを行うようにしたいとの説明がありました。

また委員から、市内には郡上ケーブルエリアのほかにI N Gがあり、また加入していない人もい

る。情報の公平性についてはどのようにクリアしていくのかとの質問があり、今回の指定管理導入は、郡上ケーブルテレビの管理代行であり、当面はI N Gの業務には関与しない。I N Gには新会社に出資していただき、同じ郡上のケーブルテレビのメンバーであるので、協力関係を保っていく。民間と公共の考え方は違いもあると思うが、よい番組をつくり、ケーブルテレビの価値を上げなければ未加入者の方に参加していただけるようになると考えているとの説明がありました。

委員から、自主放送番組をつくる事業主体について質問があり、許可を得ているのは郡上市であり、指定管理となっても事業主体は郡上市であるとの説明がありました。

委員から、放送内容による郡上市の責任について質問があり、第一義的には制作した指定管理者が責任を負うこととなるが、事業主体は郡上市なので、最終責任は郡上市にある。悪いケースを考えれば、免許の取り消しもあり得るとの説明がありました。

委員から、市民からの要望をどこまで反映させた放送ができるのかとの質問があり、市が公の立場で条例に基づいてつくったケーブルテレビであり、番組制作を職員がやるか指定管理者がやるかの違いだけである。ただし、番組の内容を指定して制作した番組全てにおいてチェックできるわけではない。適正な基準に基づく放送番組の制作は指定管理者が担う。しかし、風紀を乱すような放送が万が一行われるようなら、郡上市の責任として、法令及び市との協定を厳守するよう指定管理者に指導するとの説明がありました。

委員から、市と指定管理者との間での番組内容や経営についての確認方法について質問があり、放送の枠組み、基準を持ち、双方で確認し、制作していくとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

続きまして、議案第136号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び情報課長から、郡上ケーブルテレビネットワーク施設に併せて通信施設の管理も指定管理者制度を導入して行っていくこと、実態に合わせた利用料の徴収にすること、ケーブルテレビの制度に合わせて休止制度を導入することが主な改正であるとの説明を受けました。

委員から、指定管理者が利用料金を値下げしたい場合は、市長の承認を得てできるのかとの質問があり、条例の料金は上限であり、企業努力等で値下げをすることが可能であるが、多額な更新経費を考えると値下げ理由と経営健全の確保が必要であるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

続きまして、議案第137号 郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、災害対策基本法の一部改正により防災会議条例の規定中、防災会議の所管事務の一部を変更すること及び委員の構成について自主防災会、または学識経験者を加えること、並びに

災害対策本部条例の規定中、引用する法令の条例を改める改正であるとの説明を受けました。

委員より、防災計画の見直しの進捗状況について質問があり、避難所や原子力災害に関係したことなど、計画全体を見直したが、避難所にあつては地域で想定される災害に対応できる避難所の指定について、地域の意見も聞きながら対応していきたい。今年度は昭和56年以前に建てられた木造の集会所の耐震診断を実施し、対応を検討するとの説明がありました。

委員より、防災会議条例の第3条第5項に第8号が加わり、専門委員が委員に変わる意義について質問があり、郡上市は専門委員も防災会議に加わっていただいているため、状況的にはかわらないかもしれないが、意識づけの中でかわってくるとの説明がありました。

以上、審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました、条例関係1件について、9月14日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第138号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、伝統的建造物群保存地区保存計画の策定に伴い、工作物の高さや開発行為の面積等に応じて必要な各種届出行為について、その区域を本条例の対象区域から除外するものであるとの説明を受けました。

委員から本条例の高さ制限等の基準値と自然環境保護条例の基準値の整合性についての質問があり、自然環境保護条例は宅地造成、建築行為等で自然の状態の改変を最小限にとどめることを目的としており、一定の基準を超えた場合に市長と自然環境保護協定を締結することになっている。建築物にあつては、おおむね13メートル以上の場合となっているのに対し、本条例では11メートル以上の場合に届出が必要ということで若干の高さ制限の違いがある。これらの届出案件に対しては関連の部署に照会をかけてチェックを行うとの説明がありました。

また、条例に関連して、伝統的建造物群保存地区の区域と今後の展開について質問があり、総務部次長兼八幡振興統括から、地区指定に際しては地区の同意、個人の同意が必要で、その同意が得られなかった箇所については今回指定区域に入らなかったが、今後地区同意が得られた時点で追加もしくは独立した地区設定をすることについては検討の余地はあるとの説明がありました。

委員から、今回同意されなかった地区に、市民の目から見ても重要な建造物があることから、同委に向けてより一層の努力をされたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

それでは、続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） 文教民生常任委員会報告書でございます。

9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係2件について、9月18日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例関係でございます。

議案第139号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、八幡学校給食センター等の所在地を正しくするための条例改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第140号でございます。郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について。

教育次長と社会教育課長から、保存計画を変更する場合も手続きは策定時に準用し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の規制対象の看板を屋外広告物に拡充する条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、対象物件の状況について質問があり、特定物件の対象にしたものが160棟で、そのうち114棟の同意を得ているとの説明がありました。区域内の水路について質問があり、現状の開渠としたいが道路が狭いため無電柱化等の対応も必要であるとの説明がありました。

補助金の流れについて質問があり、国庫補助事業の場合は修理等を考えている方から事前に申請していただき、市から国へ申請し、国からの決定で工事に着工していただくことになる。工事完成後の手続きにより国から補助金が市へ、市から補助することになる。市が支払う補助金の2分の1は国からの補助金であるとの説明がありました。

補助に期間と回数について質問があり、補助の対象期間は制度が続く限り続き、同じ建物でも住み続けるために必要なのであれば、何回でも補助が受けられるとの説明がありました。

区域の変更と特定物件からの除外について質問があり、国は保存地区の変更や追加は難しいとい

うことであり、別に新たな保存地区として指定することになる。火災等による滅失以外は特定物件から除外することはできないとの説明がありました。

また、補助金返還について質問があり、国の補助金に関する法令等に基づき、条件等の違反があった場合は補助金交付の決定が取り消され、市が国へ補助金返還を行うこととなり、市は郡上市補助金等交付規則に基づき、補助事業者に対し補助金の返還を求めることになるとの説明がありました。

補助の基準について質問があり、他市を参考に補助要綱を早急に作成し、建築士などの勉強会も進めたいとの説明がありました。

社寺に対する補助について質問があり、他市等の事例に基づいて決めたもので、社寺は個人の持ち物というよりは公共性が高く、多くの方々に守られていることから、補助限度額が下げられているとの説明がありました。

特定物件の売買について質問があり、建築物の規制のため、伝建の趣旨を理解した上での売買は自由であるとの説明がありました。

耐震補強の補助について質問があり、建物を保存していくための耐震補強は全て対象となるとの説明がありました。

委員から、地域に十分理解をしてもらう必要があり、トラブルがないように取り扱ってほしいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号は、原案のとおり可とすること

に決定いたしました。

議案第135号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 委員長報告の文面についての質問ですけども、3ページの3分の1下がったところの、悪いケースを考えれば免許の取り消しもあり得ると説明がありましたが、これ取り消されることもあるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 報告の中で、悪いケースを考えれば免許の取り消しもあり得るとの説明ということにつきまして、執行部のほうからの回答でありましたが、今言われるように、文面の表現は、もともとそういったことの内容で批判をしておれば法的に取り消しをされますので、そのことも含めて当然取り消される、取り消すという方をとられると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) よろしいですか。そのほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第135号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第136号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第137号 郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第138号 郡上市景観条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第138号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第139号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第140号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この条例について、常任委員会では補助金の制度の内容についても御質疑があったように受けとめております。各委員にというか、私どもにも配られました伝建かわら版この3号の機関誌によりますと、これ発行が9月1日ということですので、現在の状況はどうかということでお聞きするわけですが、この中で、現在、8月27日付で文部科学大臣に重要伝統的建造物保存地区に選定を申し出ており、国の審議を待っている状況ということで、重伝建の申請をしてその審議を待っているという状況というふうに認識しておりますし、その補助については、修理修景の補助は重伝建に選定された後、国庫補助を導入した補助事業になりますということで、これは重伝建に国が選定しなければ議論のあったこの補助制度というのが絵に描いた餅になるのかということと、現在その選定の状況、進捗状況がわかればお伝えいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） その件につきましては、私より執行部のほうは知識がありますので、よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） それでは答弁を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） まず、重伝建選定の今後の関係でございますが、情報を得ておりますのは、9月の21日でございますが、国の審議会の方に諮問されたということでございます。その後、答申されるとすれば10月の中から下旬ごろだろうという情報を得ておりますが、それで選定されるとすれば、12月から1月にかけて告示がされるだろうと、そういう情報を得ております。

補助の関係でございますが、国の補助につきましては、市が補助いたします金額の2分の1を国が補助してくれるということになってございます。

それで、この重伝建に選定がされなかった場合、市単独で補助するかということにつきましては、これは財政的なこともございますので、今補助金の要綱を作成しているところでございます。それを急いでおるところでございますが、そういった中で検討させていただくことになろうかというふうに思っております。

（「了解しました」と9番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第140号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第141号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程 9、議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員長、12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました、議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、9月24日及び9月25日に決算認定特別委員会を開催し、審査を行いました。委員長に不詳私上田謙市、副委員長に兼山悌孝委員を選出後、予算科目の款、項ごとに説明を求め、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略いたし、結果のみ報告いたします。

議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、本委員会としては態度保留の棄権者を除き、全会一致で原案を認定することに決定いたしました。

以上のとおり御報告申し上げます。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 上田謙市。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

原案に反対の諸君の討論を許可します。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 自分でちょっとこれ確認すると思うんですけども、今出たばかりでありまして、決算認定特別委員会の概要は読んでおりませんので、お願いいたします。

この先日も申し上げたように、いくつかの問題点の指摘はさせていただきました。1つは法人税の法人市民税が大変低迷しておると言いますか、減ってきておるという、資料も出していただき、中身を見ますと、当時は、初めは4億円とか5.5億円まであったんですけども、21年度になると2.5億円、それから次の年が3.5億円、ことしが、23年ですが、3億円というような推移をしてきております。これに対しまして、個人市民税は、合併をした平成16年の12億円ということから、あといろんな法改正の影響もあって、19年は17億円ですか、それからしばらくそういった形で推移しながら、22年15億円というような格好になってきております。かなり波があるんですけども、大まかに言えば、市民税のほうは個人市民税についてはややふえておるし、これは法改正もありますしいろいろ理由はありますが、法人税については落ち込んでおるという経過がありました。

これは、社会情勢、経済情勢から仕方がない面があるというように私も思いますし、詳しいその分析はなかなか大変だろうと思いますが、いずれにしてもこの法人税が大きく落ち込んできたことについて、これは地域の振興、産業振興を大いに進めていくということで、これは市の方針でもあります。そういった点の成果が上がるようにする必要があるというふうに、私は思っております。

その面では、例えば、ことしの決算の投資的経費を見ましても、60億円を超えるような歳出が行われて、これは昨年度に比べると10億円ぐらいふえておるといように見ておりますが、この投資的経費の比率は同じような規模の、財政規模の市町村と比べてもかなり高いのではないかとこのように私は見ております。一部しか私見ておりませんので、比べるのに、そして資料もちょっと前でしたので、正確ではないかもしれませんが、そういうように見ております。

この点については、当局は十分調べてみえるのではないかとこのように思いますので、そういった面から言っても、その投資的な費用が地域振興、地域産業の振興にどれだけ役立っているのかという疑問を持たざるを得ないなということを思っているわけです。

もちろんそれをしなければもっと地域経済は大変やろうという言い方をされるやろうと思いますが、この点については、真剣に検討してみる必要があるというように、一つ思います。

それから、2つ目が実質公債費比率、これについては、当初の適正化計画では、約、平成31年度ごろに18%まで引き下げて、県の承認団体と言いますか、そういうことを逃れるというようにしていきたいという方針が出され、その後、何度か繰上償還等の努力もされまして、先日の提示では、

平成25年度には18%を切るんだという計画が出されました。私もそういった方向としては、それは非常に大事なことで、この市の財政の運営を損なわない中で、こういった18%よりも下げるという努力は非常に大事であるというように思っておりまして、前からそういうことは主張しておりました。

しかし、18%というのは、現在の段階では岐阜県下2の、2つの市が越えておるというように、きのう、おとついでしたか、新聞報道がありましたし、県下の平均が8.7%でしたでしょうか。と比べても非常に率が高いですので、財政の硬直化と言いますか、問題点として、これはしっかり捉えて、より一層今後も努力が必要であるというように、私は思っております。

そういった点では、この実質公債費比率についてもその努力を求めたいということで取り上げております。定義をしておきます。

それから、市民の生活を安心安全の面で進めていく上で、福祉の施策の充実は非常に重要であるというように私は思っております。例えば、子どもの医療費無料化制度についても、助成制度についても、今中学まで無料化を実施されました。それから、予防接種等についても助成制度を充実されました。それらは評価するものでありますけれども、この子どもの医療費助成制度についても県下では非常に遅かったというように私は思っております。むしろ高校までも無料化して、ほかの市町村から郡上はいいな、今そういうところが2市あるんですか、県内では。そういうような積極的な施策をとっていく必要があると。

そのほかにも国保税が昨年は引き上げられました。これは一般会計ですので余りふれませんが、これは大きな影響を与えておりまして、酷かなと、本当に国保は高いという声はよく聞くわけでございます。

それに対しまして、市としては、国保を破算させるわけにはいきませんから、こういうことで市も一般会計より繰り入れて何とかこれはやっていこうということでやられたわけですが、ことし結果を見ますと、かなり保険給付費のほうが減りましたので、会計としては随分楽になってきたというようにお聞きしておりますけれども、この値上げということについては、十分検討もし、皆さんとも論議したんですが、これは実際に行われて、そして結果としては基金からも取り崩さなくてもよかったし、差し引き3億円ほどの残が出ておるというようなことで、この結果はどうだったんだと、これをしっかり分析しまして、例えば、来年も再来年もどうなるのか、その結果では国保税引き下げということも必要ならやらなければならないというように私は思うんですけども、そういう問題を指摘したいと思います。

それから、先ほどの地域産業の振興ということで、農業、林業、それからその他の工場、あるいは大工さん、いろんな仕事に方がありますけれども、本当にみんな大変だというように言われております。そういった中で、例えば、昨年の住宅リフォーム制度などについては、これは一部の声で

すからよくわかりませんが、大変よかったという声も聞いております。そういった何かでこ入れになるようなことを考える必要があるのではないかとこのように思っております。

全然やってないじゃなしに、いろんなそういう市としても計画を立てていろいろと働きかけてみえることも承知しておりますけれども、例えば、原発の事故がこういうことになりまして、今再生エネルギーの取り組みが各地で少しずつ広まっているようであります。郡上市もその研究をするということになっておりますけれども、こういった問題を積極的に取り組んでいくというようなことができるのではないかと。

今のところまだ様子を見てなかなかすぐには進んでいかないという感じがしておりますけれども、そういうようなこと、あるいは入札制度の改善、これもこの前の委員会では決算特別委員会のところではどうも十分な説得のある制度、改善の案がまだ出ていないというように感じました。

それから、例えば、これはほかにもあると思いますが、歳出を、むだは省くということで、グリーンセンターの運営費ですね、約4億円かかっておると、そして大規模修繕も2億円近くというように、お聞きしたときに、どうもそれは仕方がないんだというような感じがしております。実際にほかも調べて、よそはこういう格好でなっておるんで、この程度は要るんだということかも知れませんが、私は最初の、これができたときの話と大分違うんじゃないかということで、再度そういう節約と言いますか、内容を十分検討して引き下げるような努力を行うべきであるというように、私は思います。

以上、細かいことはきりがありませんけれども、こういったことから今回23年度決算につきましては、反対を申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 原案に賛成の討論を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 私は、この決算認定について賛成の立場で討論させていただきます。

私たち議会は、平成23年の3月にこの23年度の予算を承認しております。そして、この決算書は、23年の私たちが承認した予算に基づいて施行されたものであると思います。いくつか御指摘は、反対はいただきましたけれども、そういった点につきましても予算どおりに施行されておまして、何ら問題のあるものではないと、私は認めております。したがって、反対の理由にはならないものと思います。

この会計決算におきましては、こういった面で問題はありませんけれども、業務監査といった視点から言いますと、監査委員からもいくつか指摘がありました。また決算委員会におきましても議員各位から何点かの指摘がされました。平成24年度、今年度も残り6カ月となりましたけれども、この6カ月の予算執行におきましても、また来年度、平成25年の予算編成におきましても、こうい

った委員会、また監査委員からの御指摘を生かされまして、前向きな予算を組まれますことを希望しまして、この決算認定を承認し、賛成したいと思いますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、議案第141号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第142号から議案第163号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程10、議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程31、議案第163号 平成23年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの22件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決いたします。

それでは、各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

去る9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました決算認定関係12件について、9月19日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

市長公室長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は8億8,187万3,215円、歳出決算額は8億4,167万7,539円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,019万5,676円となっております。

委員から、NHK団体一括分受信料が歳出に対して歳入が16万円ほど少ないことについて質問が

あり、受信料の納入が年度内に完了しなかったところがあったためであり、今年度に納めていただいているとの説明がありました。

また委員から、多チャンネルをCCNに委託したことによって、加入数による手数料はどのような状況かとの質問があり、まだ手数料をいただけるほどの加入数に至っていない。今後もPRや営業活動をやっていく必要があるとの説明がありました。

次に委員から、指定管理になると特別会計ではなくなる。指定管理者となる新会社は郡上市の出資が25%であるため、議会への決算報告もなくなるのではないかととの質問があり、郡上市の出資を25%としたので、市には監査権があるが議会への報告はなくなる。予算審議をしていただく上で、資料として経営状況の報告をさせていただくことになるとの説明がありました。

委員から、新会社から下請けに出すことについて質問があり、工事のように下請けに出すことも考えられる。ネットワーク保守についてはNTTに継続していきたいとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

続きまして、議案第148号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について。

総務部長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策についての説明を受けました。

歳入決算額は396万3,479円、歳出決算額は376万1,931円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに20万1,548円となっております。

委員から、愛宕駐車場の雑入について質問があり、徹夜おどりの収入から経費を差し引いた額を雑収入としているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第151号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について。

市長公室長から、歳入歳出決算額と内訳及び事業内容について説明を受けました。

歳入決算額、歳出決算額ともに1,191万7,019円となっております。

特段の質疑はなく、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

続きまして、議案第153号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

大和振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は2,556万1,957円、歳出決算額は930万9,868円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,625万2,089円となっております。

委員から、毎年繰越金が多いとの質問があり、森林総合研究所から予算がついた場合、すぐに対応しなければならないので、ある程度予備費を持っている。管理会で了承を得たので、今後は基金にも積んでいくとの説明がありました。

委員から、森林組合への出資について質問があり、これまでの組合員外としての契約だったので、

これを改めるために出資を行ったとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することといたしました。

議案第154号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は472万9,293円、歳出決算額は198万1,180円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに274万8,113円となっております。

委員から、水源林造林推進協議会負担金が昨年に比べて少ないことについて質問があり、事業費により負担金の額がかわってくるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することといたしました。

続きまして、議案第155号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は1,559万9,745円、歳出決算額は203万3,696円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,356万6,049円となっております。

委員から、受託事業収入の184万5,000円に対して、造林事業費は166万1,000円であり、差額は何に使用したのかとの質問があり、受託事業収入を事業費分と事務費分に分けて支出しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第156号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は527万7,733円、歳出決算額は239万7,800円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに287万9,933円となっております。

委員から、北濃財産区として森林組合に出資をしていないことについて質問があり、財産区を構成している向小駄良自治会が出資をしており、これをもって北濃財産区の出資と見なしていただいているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

続きまして、議案第157号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は2,785万313円、歳出決算額は2,255万5,468円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも

に529万4,845円となっております。

委員から、旅費が高額であることについて質問があり、福井県に大きな面積を持っているため、申請等に福井県へ出張しなければならないため高額になっているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

続きまして、議案第158号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は3,955万8,110円、歳出決算額は2,129万135円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,826万7,975円となっております。

委員から、施業に対する財産区の負担金の率について質問があり、作業路開設は補助制度によって率が変わってくる。間伐も補助制度と施行方法によって変わってくるため、負担金の率は一律とはならないとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

続きまして、議案第159号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

美並振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は1,135万8,502円、歳出決算額は120万8,059円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,015万443円となっております。

委員から、長期委託契約における施業に対して負担金がないことについて質問があり、森林組合が高額な補助金のある事業を選択して行ったため、負担金が必要なかったとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第160号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

明宝振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は2,880万332円、歳出決算額は1,211万4,121円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,668万6,211円となっております。

委員から、官行造林地について質問があり、大正12年に旧営林署と90年間の分収造林契約を結んでいるもので、立木の売り払いの入札をかけたが応札者がなく、財産区に買い取りの話が来たため購入したものであるとの説明がありました。

また、委員から、購入金額と市場の相場との比較について質問があり、独自の試算から見るとかなり安く買えたとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第161号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

和良振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は2,317万483円、歳出決算額は397万1,375円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,919万9,108円となっております。

特段の質疑はなく、当委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

なお財産区全体のことについて委員から、市の会計を通していない財産区に対する今後の取り組みについて質問があり、財産区ができた経緯もいろいろとあり、すぐには進んでいかないかもしれないが、理解をしていただけるよう努力していきたいとの説明がありました。

また委員から、明宝や和良の財産区は一般会計へ繰り出しをして福祉向上事業を行っているが、他の財産区にも同じようにできないかとの質問があり、市として事業を行っている中で、さらに財産区も地域に投資をしていくことは、地域差が出てくることにもなり、財産区に体力差もあり、統一した方針を出すことは難しいとの説明がありました。

委員から、基金を積んでいるところと積んでいない財産区があることについて質問があり、主に町村合併時につくった新しい財産区が山の管理のために基金を設置している。土地貸付収入等がある財産区が主に積んできているとの説明がありました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会におきまして審査を付託されました、決算認定関係4件につきまして、9月14日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

決算認定関係。

議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

環境水道部長及び水道総務課長から、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は、7億7,194万5,557円、歳出決算額は7億5,073万9,541円、歳入歳出差引額は2,120万6,016円、繰越明許費繰越額は11万6,000円、実質収支額は2,109万16円となっております。

委員から有収率の悪い施設の改善は取り組んでいるのかとの質問があり、平成22年度から有収率改善に向けた取り組みを行っており、夜間の漏水調査や修繕などを実施し、平成23年度は125件の漏水箇所を直したとの説明がありました。

また、大震災等に備えた耐震化についての考えはとの質問があり、市内には脆弱な施設が多く存在することから、浄水場を重点的に耐震整備する必要があると考えており、現在は統合事業にて整

備中である。管路については、地震発生時に脆弱な継手部分があるため、統合事業などの工事により耐震管を使用しながら改良することとしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

環境水道部長及び水道総務課長から、下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は26億3,907万4,840円、歳出決算額は26億1,424万9,016円、歳入歳出差引額は2,482万5,824円、繰越明許費繰越額は280万円、実質収支額は2,202万5,824円となっております。

委員から、受益者負担金と分担金の滞納について質問があり、下水道への未接続者の滞納が多いが、未納のままでは接続ができないため、水洗化の際に納付していただいているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第149号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について。

建設部長から、宅地開発特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は4,214万8,673円、歳出決算額は4,209万4,100円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5万4,573円となっております。

委員から、ニュータウンみなみ円山の里の残り7区画の分譲価格は分譲当初とかわらないのかとの質問があり、既に28区画を買われた方のこともあり、現在のところは単価の見直しは考えていないとの説明がありました。

委員より、本来、郡上に住める人が安くて便利な他市の土地を購入するケースもあると聞いている。これだけの整備をした場所があるので、ある程度ニーズに応えられるよう考えていく必要があるとの意見がありました。

また、分譲価格を安くすること以外で何か優遇できることはないかとの質問があり、現在、円山の里と白鳥町那留地区にある寿賀丘団地のチラシを両面刷りで作成し配布しているが、そのチラシには郡上市産材を使用した場合の奨励金制度について掲載しているとの説明がありました。また、関連して、昨年度チラシ等のPRに経費をかけるより、仲介不動産業者に手数料を払ってはどうかとの提案があったことに対し、平成24年度には手数料を予算化し、賛同いただける業者の登録を進めており、現在7社の登録があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第162号 平成23年度郡上市水道事業会計決算認定について。

環境水道部長及び水道総務課長から、水道事業会計決算について説明を受けました。

収益的収入決算額は税込で2億9,512万7,580円、収益的支出決算額は2億6,114万4,069円、資本

的収入決算額は5,253万5,750円、資本的支出決算額は1億4,216万3,856円となっております。

委員から、八幡地域施設において、大幅な改修計画や管路更新計画はあるのかとの質問があり、大啼水源において、一部ろ過施設の整備を計画している。水道管については下水道工事に関連して約7割の管更新を終えたが、その際対象外となった路線について、老朽管更新工事を進めている。また、鉛管を使用した給水管が残っているため、平成24年度を最終年度とした3年計画で布設替え工事を行っているとの説明がありました。

また、3%を超える利率の償還があるが、補償金免除繰上償還の対象にはならないのかとの質問があり、平成19年度から平成21年度に行われた補償金免除繰上償還では、利率が5%以上のものしか対象とならなかったとの説明がありました。

施設の維持管理などを外部委託していく予定はあるのかとの質問があり、施設の維持管理業務と料金収納や休・開栓などを行う収納業務がある。各施設については旧7町村がそれぞれの考えをもつてつくった施設であり、施設の状況や維持管理方法も平準化されていない。さらに、維持管理業務や収納業務とも現在の人件費と比較しながら、慎重な検討が必要であるとの説明がありました。

コスト削減の主な実績と今後の課題について質問があり、主とした削減実績はないが、全体的に抑制した結果、コスト削減につながった。今後の課題として、平成19年度の国庫補助見直しの中で、平成29年度から簡易水道、飲料水供給施設など全ての水道施設を含め、上水道会計に統合することとなっている。これにより、減価償却に多くの費用が必要になり、水道料金の高騰が懸念される。しかしながら、更新工事の際には、国庫補助金や市債を活用して事業を進めることから、今後検討していく必要があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

○議長（清水敏夫君） 続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、報告申し上げます。

9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました決算認定関係6件について、9月18日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

決算認定関係でございます。

議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は50億3,272万6,202円、歳出決算額は47億2,557万8,775円で、歳入歳出差引額、実質

収支額ともに3億714万7,427円となっております。平成23年度に全体平均10%を引き上げた保険税は、現年度分で1億1,786万868円の増収となり、収納率は93.05%と下がったものの、前年度と同じ93%台を保っています。また、医療費は県下で前年度平均103.2%上昇している状況の中、本市では98.4%と下がっています。単年度実質収支ではマイナスの5,583万499円と、前年度と比べ大きく改善され、保険税の引き上げ効果が大きくあらわれています。

委員から、県支出金の特別調整交付金について質問があり、平成23年度は本市の収納率やレセプト点検の成果が向上したことなどにより、基準額が高く積算され過去最高の6,492万9,000円という交付額となった。平成23年度の収納率が下がったことから、平成24年度の交付額に影響することを懸念しているとの説明がありました。

委員から、出産育児一時金について質問があり、出産育児一時金は産科補償の有無により1件当たり39万円と42万円で、医療機関の請求額との差額は本人へ償還することになっている。医療機関への支払いと本人への償還時期が年度をまたぐと端数が生じると説明がありました。

直営診療施設勘定。

建設福祉部長及び郡上市地域医療センター事務長から、国民健康保険特別会計のうち直営診療施設勘定の歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は4億6,176万9,389円、歳出決算額は4億4,313万1,564円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,863万7,825円となっております。

委員から、正職員1名の増員について質問があり、日日雇用職員が辞めたため正職員を採用したとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第145号 平成23年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は35億60万8,055円、歳出決算額は34億5,436万270円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,624万7,785円となっております。

委員から、高額医療合算介護サービス費の補正と不用額について質問があり、医療保険と介護保険の自己負担額を世帯ごとに合算し、所得に応じた基準額以上を還付する制度で国保連合会にその処理を委託している。還付額の情報により補正を行ったが、結果的に年度内の事務処理が間に合わなかったとの説明がありました。

委員から、趣旨普及費のパンフレットについて質問があり、「よくわかる介護保険」700部と介護保険の啓発チラシ500部を出版社から購入し、「介護保険利用ガイド」500部を地元印刷業者で作成したとの説明がありました。事業で不用額が少額となっていることについて質問があり、年度末に予算が不足したため流用したとの説明がありました。また、介護予防教室等の開催について質問

があり、介護予防教室やサロン活動は、参加者による自主的な運営がなされるようになってきた。今後も出前講座などで支援をしていくとの説明がありました。

委員から、住宅改修費について質問があり、居宅介護住宅改修費は介護認定で要介護となった方が対象で、介護予防住宅改修費は要支援となった方が対象で給付に違いはない。改修内容は、手すりの取り付けや段差解消などであるとの説明がありました。身体障害者いきいき住宅改善助成事業と介護保険の住宅改修の併用について質問があり、併用は可能であるとの説明がありました。

委員から、相談訪問事業の対応職員数と相談件数について質問があり、地域包括センターの15名で対応し、訪問や窓口、電話による相談で8,565件であったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国保白鳥病院事務局長及び郡上偕楽園長、郡上市地域医療センター事務長、国保白鳥病院総務課長から、介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を受けました。

歳入決算額は7億1,583万3,609円、歳出決算額は6億9,970万5,209円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,612万8,400円となっております。

委員から、日日雇用職員の待遇について質問があり、郡上偕楽園では介護職は時間給1,000円が基本で、勤務年数により加算しているが、平成24年度から施設ごとの格差が生じないように経験年数や年齢に応じた賃金表を作成し適用している。白鳥病院と和良介護老人保健施設も統一しているとの説明がありました。

委員から、郡上偕楽園の入所者の一時的な入院について質問があり、入所時の契約で入院し3カ月が経過すると退所としてある。3カ月が過ぎると家族と相談し一度は退所とするが、退院が決まればベッドの空き状況を考慮し、家族と病院と調整しながら再入所できるようにしているとの説明がありました。

委員から、訪問介護の利用回数について質問があり、利用できる回数は介護度にもよるが、ケアプランによって回数が決まる。本人や家族の希望で訪問介護以外のサービスと組み合わせて利用されているとの説明がありました。

委員から、郡上偕楽園の防火シャッター工事について質問があり、平成23年2月18日に契約し、繰越事業で同年5月30日に完成しているとの説明がありました。

委員から、石徹白通所介護事業の利用について質問があり、石徹白の利用者は1日平均3.4人で、限られた中で利用者の状況により増減に影響するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第150号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について。

教育次長から、青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は1,392万4,610円、歳出決算額は922万3,783円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに470万827円となっております。

委員から、今定例会における補正について質問があり、貸付金の枠を広げるための補正で、23年度の一時金貸付は12件であったとの説明がありました。制度の認知について質問があり、何回も広報を行っており、PRに努めてきている。また、市内の高校にも制度を理解していただいている。経済的にも厳しい時期で活用がふえており、平成23年度には18名の新規貸付があったとの説明がありました。

委員から、本制度は一時的に融通するだけなので財政的に負担となるものではなく、非常に有意義な制度のためできるだけ貸しつけてもらいたいとの意見がありました。また、民間の金融機関などの教育に関する貸しつけについて、利子補給の制度を設けるようにしてもらいたいとの意見もありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第152号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は5億1,844万1,582円、歳出決算額は5億1,668万6,886円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに175万4,696円となっております。

委員から、繰越金と歳入歳出差引額について質問があり、この制度の保険者は岐阜県後期高齢者医療広域連合であり、郡上市では必要最小限の事務費の執行と被保険者からの保険料を徴収し、広域連合へ支出する事務だけで、多額の繰越金となることはないが、平成22年度は過誤納金や年度末の保険料の収入と支出が年度をまたいだことなどで多額となっているとの説明がありました。

委員から、徴収費の報酬と滞納処分費の執行について質問があり、市税と国民健康保険税の滞納分の徴収を嘱託徴収員4名が行っている。その報酬は一般会計と国民健康保険特別会計で予算化している。後期高齢者医療保険料の滞納分も徴収してもらうことになっているため予算化しているが、平成23年度に徴収した金額が少なかったことから本特別会計からの予算執行とはならなかったとの説明がありました。徴収努力を伝えるために予算執行をするべきであるとの意見がありました。

委員から、長寿・健康増進事業の予算未執行について質問があり、75歳以上に限定された補助事業を要望し予算化したが、制度に適合する事業は見いだせなかった。高齢者を対象とする健康増進の事業は多いが、60歳以上を対象としている事業や他の補助事業の対象としていることなどから、事業執行ができなかった。今後の研究課題としたいとの説明がありました。

委員から、過誤納金の把握について質問があり、収納システムは二重納付の把握、住民情報とのリンクで異動などの処理ができるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定しました。

議案第163号 平成23年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、郡上市病院事業等会計決算について説明を受けました。

両病院の合計収益的収入決算額は税込みで41億5,669万3,399円、収益的支出決算額は40億1,207万5,760円で、資本的収入決算額は2億1,131万円、資本的支出決算額は4億4,654万2,806円となっております。

委員から、一時借入金の借入目的について質問があり、運転資金を一時的に補うために借り入れているとの説明がありました。また、未収金について質問があり、市民病院では一人一人の状況により分納契約で月々支払っていただくなど対応している。白鳥病院では昨年特に生活困窮者の入院関係で未収金が多い状況となった。今後訪問等で努力していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） どうもありがとうございました。

暫時休憩をいたします。開会を20分、11時20分を予定いたしておりますので、お願いいたします。

（午前11時06分）

○議長（清水敏夫君） 会議を再開いたします。

（午前11時19分）

○議長（清水敏夫君） なお、15番議員の渡辺友三君につきましては、暫時退席の申し出がありましたので、許可をいたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 委員長報告の中でいくつかの問題が指摘されて、問題というか、保険税の引き上げ効果が大きくあらわれているとか、県下では医療費が上昇しているけれども、本市では98%ということで低くなっているというようなことが指摘されております。

そのほかにも指摘があるようではありますが、私この中の1つは、単年度実質収支ではマイナス5,583万円という数字が出ております。これは資料にも出ておまして、これを見ますと、一番最後に、この実質収支ということで出ております。これ実質収支は、繰越金3億700万円ほどあるんですけれども、その中から前年度の繰り越しですよね、2億4,700万円だったかな。とそれから法定外繰入金を除く、今回1億1,000万円ちょっとかな、これを除くということが書いてありますので、5,583万円ですか、という実質の支出としてはちょっとの赤字だというような形になっておるようですが、これはそういう決まりがあつて、これ出すんじゃないかと思ひますけれども、今年度は、実はその法定外繰入金が1億1,000万円ほどあつて、その分が差し引いてありますからこういう格好になっておりますが、実質的に言うと、黒字と言ひますか、実際入れたんですからその辺はそういう会計のあれがあると思ひますが、5,000万円ほどの黒字になるんじゃないかというように私は思つたので、そのことの1つ説明を聞きたいというように思ひます。

それから、今回は御承知のように国保税が引き上げられました。その結果と、それから保険給付費が、予想はたしか34億円ぐらゐの予算では、出ていたと思うんですが、31億円ということになつて、これがこういう結果になつたもので、もとへ戻つて考えてみると、これにも出とるんですが、20年から23年度、4年間の推移を見ますと、この下の歳出のところの保険給付費を見ますと、20年が30.4億円ですね、30億4,000万円どんだけ、その次が30億9,000万円どんだけ、この間5,000万円ほどふえております。その次が22年ですが、ちょっと大きくふえて32億円になりました。これで僕らも心配しましたし、当局のほうも心配して、この調子で上がつていったら、またもう1億円も2億円も上がるんじゃないかと心配があつたんですね。

しかし、私、今になつて考えてみますと、そういうこともあるでしょう、何かのことではね。けど、普通でいうと、ここずっと上がつておりますので、ひょつとすると下がるかもしれんし、上がるかもしれんけども、そんなにひどい違いはないというように思ひます。そういう予測の中で、ひょつとして上がつたら大変だからということで、国保税の引き上げに踏み切つたと。同時に、一般会計からのその分の繰り入れをしたということになっております。この結果について、この資料には出ておりませんので、委員会報告には。当局としては、どうひょうに捉えてみえるか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 国保会計の決算の関係で3点ほど御質問がございましたけれども、まず実質収支の考え方でありまますけども、皆さん方に資料として提出させていただいたものでございまして、これは会計上のこういう考え方といひますか、歳入歳出の繰越金、それから歳出の中でもそれぞれ——歳入の中でも繰越金とか基金繰入は、本来ゼロが一番いいわけでありまますけども、

そういうものをもっていったときに、実質的に単年度ではどうかということでもありますので、今おっしゃった中で逆に5,000万円ほど黒字じゃないかという御意見もございましたけども、我々としては見ていただくように、例えば20年度の実質の収支は4,200万円、それから21年度につきましては2億2,000万円という形で、マイナスの実質収支ということでございました。

その結果、23年度におきましては、先ほどから理由がありましたように、保険税のほうも皆さん方に御負担いただいたような状況の中での歳入歳出がありましたけれども、また逆に言うと5,500万円ほどは単年度ではマイナスだということであるというふうに我々は思っております。

それから、保険税の値上げの一つの根拠の中で、医療給付、保険給付費のほうが非常に高くなってきたということは、これ保険税を、これの改正をお願いするときに、いろいろ御説明させていただいたところでございますけども、大体医療費の給付が大体3%ぐらい、郡上も、それから県下のほうも、全国的にも伸びておるという状況がございました。

その中で特に22年度については、七、八%というような急激な医療費、給付費の伸びが推計の中で見受けられたものですから、そのことについて大変危惧をし、さらにこの決算書の資料の中で、21年度につきましても、基金から1億1,500万円の繰り入れをさせていただいております。

そういうような状況の中で、限られた基金の中から一生懸命調整をしたわけでありまして、基金の枯渇というようなことも想定してきましたものですから、やむを得ん中で、市のほうの一般会計からの約1億円、それから基金から1億円、それから税のほうで1億円というような試算をして、皆さん方に御負担をお願いしたという状況でございます。

結果的に保険給付費のほうは、22年度の決算額で約32億円ほどでございましたが、23年度は31億3,000万円ということで、ここでは減ってきてはおりますけども、ごらんいただくように、例えば20年度、21年度と比較すれば、20年度と比較しても約9,000万円ほど伸びておりますし、21年度と比較すると4,000万円ほど伸びておると。22年度が異常といいますと語弊があるかもしれませんが、その伸びに比べれば少なかったわけでありまして、依然として20年、21年度と比較しても伸びていることは間違いないですし、また岐阜県下のほかの各市町村の状況を見ますと、この決算資料に、報告書に書いてありましたように、県下の伸び率も100と比べりゃ3.2ポイントほど伸びておるという中で、郡上市は下がったという結果があったものですから、今回は単年度収支が5,500万円で落ちついたというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 6番議員 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 当局の言い分はよくわかっております。ただ私、大事なことももんで、引き上げをしましたから、その結果が実はこういう格好で差し引き3億円も繰り越しをしますという格好になったやつやもんで、今後の見通しについても責任を持つ必要があるというふうに私は思っ

ます。

例えばことしも来年も同じように繰り越しがふえていくようなら、当然引き上げは、予想に反して医療費がそんなになかったもので、もっと下げてもいいということで、引き下げも考えるべきじゃないかと私は思うんです。そういう点についてのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま布田部長のほうから答弁をしましたように、一つは医療費がどれだけかかるかということは、これだけ相当数が多いわけですから、年度間にそれほど上下がないと見るのは普通ですけども、郡上市程度の国保の被保険者程度の集団であれば、あるいは場合によると、ある年度に大変病気をたくさんされて、そしてまた高額な医療の病気をされるというようなこともあって、そういう全体の傾向値からすると、ちょっと飛び抜けた医療費の実態というようなものがあることがあるわけですし、御指摘のように、23年度に国保税を引き上げさせていただいたのは、22年度にそういう、あるいは今から考えると、やや特異な上昇であったとは思いますが、先ほども説明しましたように、22年度の上昇分がかなり特異な分だったということを差し引いても、傾向的には毎年度上がってきてるわけですね。

先ほどの議論になってる実質、単年度実質収支というのは、単に会計上の決まりというよりも、基本的な思想で、その年度の健康保険給付は、その年度にいただいた国保税や、またもちろんいろいろルールに基づいて、国とかいろんなところから来る制度的なお金、そういうものでバランスをとれるべきであって、それが国保会計が永続していくということの条件だということだと思ってるんですね。

ですから、その年度に特別の手当てとして行った、前年度からの繰越金がどれだけあったとか、あるいは基金から取り崩したとか、あるいは一般会計からルール外に繰り入れたとかという要因は、今後もずっと永続的に期待できるものではないので、今言ったような一定の支出に、その年度の支出については、その年度の経常的に、永続的に期待できる財源で賄えるべきで、賄うべきであるという基本的な考え方で、実質単年度収支というものを出してるということです。

したがって、それが現在幸い23年度は、もちろん予想に反して、若干医療費が少なかったんですが、それでもなおかつ、そういう要素を差し引くと五千何百万円の赤字が出たということですから、基本的には今後もそういう一定の医療費が、22年度ほどではなくても、上昇をしていくということであるならば、私どもは今回の23年度にお願いした国保税の引き上げは、必要なものであったというふうに認識しております。

ただ国保税の引き上げに際して、私、あの際に申し上げました。23年度はおおよそ国保税の引き上げで1億円、それから基金から取り崩し1億円と、そして一般会計からの繰り入れを1億円ということで、いわば三方一両ずつ負担というような形でお持ちするので、何とか苦しいところだけ

も、国保税の引き上げについて、被保険者の皆さんに御理解いただきたいと、こういうふうをお願いしたので、結果的には3億円幾ら収支はあったわけですから、本来からいうと、一般会計の1億1,000万円ほども繰り入れなくても済んだところです。

しかし、私は国保会計、国保税の皆さんが大変苦しい中で、そういう引き上げの分も負担していただいているので、最初、一般会計からの繰り入れを結果的に組んで、あとは引き上げてしまったら、見せ金を見せただけで、皆さんに実質負担を全部国保税の負担に押しつけたという形になるので、あえて一般会計の繰り入れはお約束どおり繰り入れましょうと、そういう形で結果として3億円ほどのプラスになったということですから、今後も、24年度についても、そういう考え方は変わっておりません。

そういう形で出たものは、今後また国保会計の中で異常な医療費の上昇等があったときに備えることができるわけですから、そういうふうにするということでありまして、今のところたまたま23年度は、そういう状況にあったということですから、これをもって今回の引き上げは引き上げ過ぎであったとか、引き上げる必要がなかったということを即断するには時期尚早である。

もちろん御指摘のように、今後のそういう医療費の状況というものを見ながら、適切に対応していかなければいけないというふうに思っていますが、今申し上げたような状況にあるということは、ぜひとも市民の皆さんや被保険者に理解してもらいたいと、そのようにぜひ説明してもらいたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) いろいろ聞きたいことあるんですけども、あと一般会計繰入については、他市の状況はどうか、もしわかればお聞きしたいし、それから国保税の県下の位置、国保税額の。たしか僕は県下の平均よりちょっと高かったというように思っておるんです。それよりも今度10%また高くなると。ほかにも高くなるかもしれませんので、その辺の状況がわかれば、今でなくても結構ですし、資料として提出をお願いしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長(布田孝文君) 今手元にございませんで、県下の状況、また資料として提出させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長(清水敏夫君) では後ほど資料として提出させていただきます。よろしくお願いいたします。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) では討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 早目にお願いしたいと思います。

6 番 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 済みません。当局の努力もわかるし、結果的にこういう格好になって、少しは改善されたということでございますし、今後もそういうことを見ながら検討していきたいと。しかし、今のところはこういう状態でやるんだという御意見でした。

私も半分はわかるんですけども、昨年引き上げて、そしてこれは一律ではなしに、低所得の方には負担も少なくしてありますし、そういう配慮もしてあるんですけども、いかにも大変よと。今回、収納率もちょっと下がってますわね。中身見ると3,000万円ほど未済額といいますか、これがふえておりますね、前年と比べて。なかなか大変だということが、こういうところから読み取れるというふうに思いますので、ぜひともこの問題については、ただこれでよしとしないで、今後、様子も見ながら、そしてみんな多くの方が早目に病院かかって、軽いうちに済ませていただくと。今回、高額医療のほうもちょっと減つとるようです。

そういう点で全体を見ながら、どうしたら国保会計、健全運営ができるか、市民の負担を少なくできるかをぜひとも考慮していただきたいということで、国保会計については幾つかの要望がありますので、ぜひとも今後検討していただきたいということで、これには賛成を留保させていただきます。反対をいたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） ただいま反対の討論がございました。

原案に賛成の討論を許可いたします。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 4 番 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） 私は、議案第142号の賛成の立場で討論させていただきます。

このたびの決算認定は、平成23年3月議会において、慎重審議を尽くし可決された国保税率の改正を受けて、結果はどのようにあらわれるか、ある面で注視すべき案件でありました。

結果において、ただいま委員長報告にありましたように、その収支決算は歳入歳出の差が3億700万円余りの黒字ということで、健全な国保運営を行うためとして、当時の思い切った決断がまさに功を奏した状況であります。

今さら申し上げるまでもなく、今日の医療費の急騰は、日本が世界に誇る国民皆保険の存続を脅かすほどに至っています。本市においても、平成20年度から平成23年度の4年間に国保が拠出した医療費の合計は、実に124億7,000円余り、年度平均でも31億円超と大変な額となっております。また、これはこれからもふえ続けることは明らかな状況であります。

この医療費は、国民健康保険制度のルールにより、公費負担分を除いた約50%は国保加入者が負

担しなければならないことになっておりますが、さきの税率改正においては、今日の景気低迷による所得の減少や離職者がふえるなど、被保険者の皆さんの生活実態にも配慮し、約10%の引き上げに抑制し、その穴埋めは1億円、一般会計からの繰り入れで行うという英断でありました。

その結果においては、保険税収入は税率の引き上げによる収納率の低下が心配されたけれども、ほぼ予定どおりの1億1,000万円余りの増収であり、また県下では大きく医療費が上昇する中であって、郡上は県平均を下回る伸びにおさまリ、また県の特別調整交付金は予想外の増収であり、これが幸いして3億円超を新年度に繰り越すことができたことは、まさに想定外の結果であったと思っております。

しかし、3億円という額は、今日の郡上市国保の約1カ月分の医療費にすぎないのであります。その意味においては、まずは医療費の抑制のために、特定健診の受診率向上など、市民の健康増進策により一層御尽力いただき、また負担の公平化という観点において、あらゆる手を尽くし保険税の収納率の向上に努めていただくことを強く要望し、本議案に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第142号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第145号 平成23年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 介護の労働者なんですね、なかなか十分な賃金がもらえてないということをお聞きします。今回の報告でも時給1,000円で、経験等を加味してということで、今見直しをしているというようなお話がありました。これは決算書、概要だったか、事業報告のほうで見ますと、55ページですが、職員がこんだけの方が見えます。その費用がここに出ています。そのほかに臨時職員の方が28人、18人、和良老健8人ということであるわけですが、この方たちの給与というのは、ちょっとよくわからずに、ここに賃金、11110の28人の賃金その他事務経費合わせて7,500万円、それから和良老健の同じく8人の賃金が出ております。白鳥の日々雇用の18人のことについて

ては、どこに出ておるのかをお聞きしたいし、できたらこの賃金はどうなっておるかかわかるとう
ありがたいんですが、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

国保白鳥病院事務局長 日置良一君。

○国保白鳥病院事務局長（日置良一君） 介護サービスの職員の人件費について御質問を賜りました。
施設の職員につきましては、現在、民間の介護職員とそんなに大きく差はないというふうに感じて
おります。

しかしながら、各3施設の賃金、特に日々雇用の職員につきまして、22年度まではそれぞれ施設
ごとの事情がございまして、若干異なっておりました。そういったことから23年度からは、そうい
ったことのないように3施設を統合し調整しまして、同じ賃金表を作成いたしまして、それに基づ
きました雇用の体系というふうなことでなっております。

それから、白鳥病院の関係の日々雇用職員の明細がどこに書いてあるかということの御質問でござ
いますけれども、決算書の148ページなんですけれども、決算書の148ページのところの白鳥病院介
護サービス事業費というところがございしますが、その中の07賃金ということで書いてあるという
ことでございますし、もう一つは介護サービス事業の概要書の55ページでございしますが、55ペー
ジの中の2.1.2 白鳥病院介護サービス事業費の中の和良の介護施設、それから偕楽園につきましては、
一般管理費の中に日々雇用の職員の経費が記載してございますし、白鳥病院につきましては、その
下の白鳥病院介護サービス事業費の中の真ん中より少し下のところでございますが、この中に15名
分の賃金が含まれておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 野田議員、よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） わかりました。今148ページのどこでしょうか。白鳥病院のサービス事業費
の中の賃金でいいんですか。3,520万円のところですか。

○国保白鳥病院事務局長（日置良一君） そうです。

○6番（野田龍雄君） 失礼しました。僕もそういう格好で見えておりませんでしたので、できればこ
んな日々雇用職員が順番にあるので、白鳥病院があるというように思うんですが、それはこれまで
の経過の中で、そういうふうになってきたということなんかもしれませんが、そういう書き方をお
願いしたいと思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 国保白鳥病院事務局長 日置良一君。

○国保白鳥病院事務局長（日置良一君） 記載の方法でございすけれども、平成23年度につきまして
と24年度につきましては、予算上の数値の欄にこういうふうな格好でなってるもんですから、決算

もそういうふうにして表示したということでございますが、25年度におきまして、予算編成の段階で3施設の統一ができるような格好で表示したいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思
います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 今言いました職員の賃金だけをわかるようにはできませんか。こうやって今
みたいに、それぞれ見ればわかるように。わかりました。

○議長(清水敏夫君) よろしいですか。

○6番(野田龍雄君) はい。

○議長(清水敏夫君) ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) それでは討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり認定することに
決定いたしました。

議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑
を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり認定することに
決定いたしました。

議案第148号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行いま
す。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 1 点お伺いします。

愛宕の駐車場の収入、雑入ですけれども、徹夜おどりの収入からの経費を差し引いた額を雑入としているというふうにあります、この収入自体は市のほうの会計へ一旦入ってからではないものじゃないかと思うんですけれども、どのような会計方法をとってみえるのか。そして、ほかに公共用地で臨時駐車場など使用しているところがあるかないかをお聞きします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、駐車場の関係ですが、愛宕の駐車場とサークルKの横の職員駐車場とか八幡中学校の駐車場等々を使っています。それでこの会計においては、まず雑入として入っておる分は、まず駐車料金を収入、台数で収入した部分において、全部組合のほうへ入りまして、そこでガードマンとかいろいろな諸経費がかかってございます。その分を差し引いて、一般会計と、ここは愛宕の関係ですが、愛宕の駐車場の部分を案分して入っているという状況でございます。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 組合へ収入が入ることなんですけれども、その組合での監査に郡上市は何らかかかわってみえるでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 商工観光部のほうでその辺、監査内容を検査しましてやっております。

○議長（清水敏夫君） 1 番、よろしいですか。

○1 番（山川直保君） はい、結構です。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 17 番 美谷添生君。

○17 番（美谷添生君） 17 番。同じ質問ですけれども、臨時の収入、収入が総額どのぐらいあるかということについて、わかたら御提示いただきたい。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） これ市のほうへ入る分です、よろしいですね。

(「市のほうへはここに書きちゃるでしょう」と17番議員の声あり)

○総務部長（服部正光君） そうすれば収入は501万4,000円でございます。

○議長（清水敏夫君） 17番、よろしいですか。

○17番（美谷添 生君） はい。

○議長（清水敏夫君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第149号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点お伺いします。

残り7区画の分譲が残ってみえると書いてあります。そこを当初と同じ単価で通すという内容が記載されておりますけれども、今のところ平均坪単価は幾らくらいなのでしょう。また、近年において不動産鑑定士などの調査はされてみえるかお聞きします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 単価につきましては、報告にもありますように、現在のところは二十何区画、買っていただいとる関係もあって、見直す予定はないということにしていますけれども、あと7区画のところですけども、ちょっとわってみないろいろと単価差がありますけれども、一番大きな区画のところでは711.9平米で811万5,000円というところもございますし、今まだ残っておるところで、一番低いところで557.33平米で596万3,000円という価格で設定しております。

それから鑑定の件については入れてはおりませんので、毎年、毎年は入れておりませんので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） ちょっと今、割り算がぱっとできませんでしたので、ざっと割るとどのぐらいかということをお聞きしたいことと、それとこれは美並町時代にも開発されて受け継いできとる

わけなんですけれども、今の住宅事情、そして土地の単価というものは、土地の評価というものは、絶えずこれは経済の先行き、または景気によって前後するものなんですけれども、これは例えば買われる、売った、売るプロセスにおいて、その市民、ここに住もうと思った方が、ここはええな、この角地はええな、ここは下の道から近いけえなとか、いろんなことを考えながら買われたわけですよ。今、そしてそのお客さんといいますか、土地を求めたい人の心理的に考えると、残ったところは、もちろん額にもよります。そしてその場所にもよると思うんですけど、残ってしまうということなんです。

そこで、もしも今の地価の下落から考えて、不動産鑑定士入れて、余りにも差があるようでしたら、そこは僕はある程度、多分この意見も出たと思うんですけども、下げられるべきと考えます。そのときにはほかに28区画求められた方が、僕が買ったときより5,000円安い、3,000円安いということでもし気づかれても、そのときにその景気の状態で自分がそこを選ばれたのであるんで、私はその、ほかの町への流出というような問題もあるというふうに考えられてますけども、これは流動があつて当たり前の、これが普通の市場経済というふうに思います。いかがでしょうか。その2点、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 2点について。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今お話をもらった一番大きいところと、今の一番残ってるところ、小さいところですけども、平米約1万1,000円から1万2,300円ぐらいでございます、平米につきましては。これで今言われましたように、早く自分がこの土地がいいということで選ばれて、まだ残ってる場所あるんですけども、その土地についてもいろんな、平地と土羽の面積もかなりあるとか、いろいろ一筆一筆の状況も違うわけですけども、今後について、あと7区画という中で、ことしもいろいろ考え方を变えて、不動産の方に入っただく中でやってはおるんですけども、なかなか今の景気のところ、状況の中ではなかなか難しいですよというような話も、不動産の方からも聞いておりますけれども、今後においてはそういうことも加味していくことも必要じゃなからうかというふうに考えております。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

○1番（山川直保君） はい。

○議長（清水敏夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。午後1時、開会を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

（午後 0時00分）

○議長（清水敏夫君） これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（清水敏夫君） 議案第150号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第151号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第151号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第152号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第153号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第153号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第154号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第154号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第155号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第156号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第156号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第157号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第158号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 総務委員会で認定に賛成しましたので、異議があるわけじゃありませんが、こないだの特別委員会での話し合いの中で、監査委員さんからも、予備費が非常に多いと、この場合も多い、ほかにもありますが、指摘があつて、その理由の1つに、森林研究所等の指定がいつあるかわからんで、ある程度予備を取つてというお話があつたんですけども、どうもお聞きしていると、その指定があつたところも、どうもその部分は見込まれておつて、予備費をつくらなくてもできるような気がするし、森林組合のほうは直接森林組合のほうへお金が来るからそれも予備費は関係ないような気がするんです。その辺の関係はどうなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、森林研究所の話が出ましたが、森林研究所の場合、事業の申請をするには12月いっぱいぐらいまでに申請するというような形でございます。そこである程度予算化はしている部分はあるんですけども、その内示とか、そういうやるという決まることは新年度に入ってからということで、早急に対応せんならんということで、市としてもすぐ予算化しなきゃならないということで、予備費という形で持たせていただいているということでございます。

また、もう一点、県のほうの事業においては、今回はちょうど補正のときにかえましたんでいいんですけど、負担金というものが伴ってきます。それで、事業によっては負担金もゼロの負担金が、10分の10の補助ということで、ゼロの負担金とかいろいろのことがありますけど、今回は新たに年齢のまさがなくなってという、すぐ対応してきたり、また、こういうときに対応して冬期へ入らないようにとか、そういうような形もとっていききたいということで、予備費を持たせていただいているという状況です。

○6番（野田龍雄君） いいです。

○議長（清水敏夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第159号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第160号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第160号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第161号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 委員長報告がなされた件の、この下の財産区全体のというところからの部分で、この文面が短い中で、ちょっと内容がよくわかりませんので確認させていただきたいと思います。

この「なお、財産区全体のことについて委員から、市の会計を通していない財産区に対する今後の取り組みについて質問があり、財産区ができた経緯もいろいろとあり、すぐには進んでいかないかもしれないが」、この中で、「すぐには進んでいかないかもしれないが」という答弁があるわけなんですけれども、この「すぐには」とは、すぐに進んでいかないのは何が進まないのかということをお聞き、まずします。

それとその次、「理解をしていただけるよう努力していきたい」との説明がありましたという、内容がよくわからないので、「理解をしていただけるよう」というのは、誰に理解をしていただけるようにしたいのか。

3 点目に、「努力をしていきたい」というんですけれども、どういう努力をしていきたいのかということをお聞きしたいです。

この内容をしっかりと聞いておかないと、合併前に各町村長が組まれた財産区、そしてその村有林等がそれに係る確約書というものが町村長からしっかりと自分に直筆で書かれて、公印を、職印を押されているわけです。その文書を8年、9年前のを僕もたまっとらんですけれども、この文書をもう一度出していただきまして、それを再認識していただきたいと思えます。市長さんもその1枚もののものなんですけれども、それは確認されたことと思えますけれども、非常に財産区にかかわる大切な条項が書いてあります。でも、それは今、市になったんですから、前の町村長が押されたものについてはどういう取り扱いに実際されるのかということがこうした財政が厳しい折に、私たちはそれをしっかり理解しておりますけれども、市民の皆様方が誤解されるといいですか、そうした貴重な財源をどう使ったほうがいいんだとか、そういったいろんな世論が沸き上がるんです。ですから、その文書を再度もう一回配付いただいて、確認しながら、頭に入れながら、じゃどうしていこうということ、方針を立てられるんだろうと思う。しかし、私はこれをしっかり堅持していくという方向が正しいと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。総務委員長、山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） まず、委員会報告の、なお、財産区全体のことについてからの、以下の、すぐには進んでいかないかもしれないが、理解をしていただけるよう努力していきたいということですが、このことは監査委員も指摘がありますように、財産区会計は市の会計に、通帳、印鑑を市のほうに預けて、そして会計の事業内容については管理組合のほうでやっていただくんですけれども、そういった通帳、印鑑等については市の会計に預けるというふうに、これは法的といいですか、あ

れがあるものですから、監査委員も指摘をしてみえるんですが、そのことについて、ありながらもまだ以前からの慣例として組合がそれを持ってみえるということで、なかなかそういった、悪い言葉で——悪いということじゃないですが、感情的に捉えると、そういったものを市のほうへ預けてまうと自分たちがいろんな現金管理とかなにかができないということにもし思われるといかんというようなことを含めながら、そういうことが理解が進んでないということと、それから、そういったことを理解していただけるように努力していきたいということについては、そのことを市側と財産区の管理組合側との理解をしていただけるように市のほうから話すけれども、その辺のやりとりのことはちょっと我々が関知しておりませんので、市のほうの総務課なりあるいは会計管理が管理を担当していてくれますので、そういうことの意味でありますので、お願い、また内容につきましては、今細かい内容については執行部のほうから答弁いただきます。

○議長（清水敏夫君） 執行部、答弁。市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 委員会においてこのやりとりの部分は私が答弁をしましたので、私からお話をしたいと思いますけれども、ただいま山川議員からお話がありました合併をするに際して財産区の取り扱いについてということで、当時の7カ町村の町村長さんが署名しておられる書面は私も見ております。あの趣旨は、財産区として残される財産区の実質的な運営とか、例えば仮にいろいろと収益等が上がった場合のそういうことについては財産区の自主性を尊重しますよという趣旨だというふうに受けとめておりますけれども、あの中に、例えば財産区のことについては合併後の市は一切関与しないとかそういうような文言が入っていたように記憶しております。

それで、ただこれは当時の町村長さんがいかに協定書にサインをされても、御承知のように、地方自治法には財産区の管理は当該財産区が存在している市町村長が行うというふうになっておるんです。したがって、そういう会計処理についてもそうですし、最終的な管理責任は市町村長が負うということであって、合併後、財産区について一切新制郡上市は知りませんよと、あるいは郡上市長は責任を負いませんよというような自治法違反の態度は私はとれないというふうに思っております。

そういうような会計処理のあるべき姿についても、そのような観点から、監査委員から御指摘を受けてきたと、そういうことで、その会計の処理等についても、会計管理者のもと、会計を通して行くと。ただし、それをどう使うとかいろいろなことについては当初のお約束どおり、それは財産区の自主性、財産区については御承知のようにそれぞれ財産区管理会というものをつくって、そこで選任しておりますので、実質的にはその皆さんのいろいろ御相談によってやっていただくということにはしておりますが、そういう法に定められた手続等については私は適正に行っていくべきだというふうに考えております。

そういうことで、最初に指摘を受けたときからそこを、御理解をいただこうということでやって

いるわけですが、委員会のときにも申し上げましたけれども、現在、郡上市の財産区には、今回の合併以前に、例えば白鳥町等においてはさらにその前の合併、昭和の合併のときに財産区としてできたというような形のものがございまして、その財産区の扱い等については非常に、例えば合併後の白鳥町の長い期間を通じて1つの慣例というか、そういうものができてきたということの中で、そういう実際のお金の支出、出し入れとかいろんな管理も財産区でやってきておられるという歴史といえますかそういうものがある。

それに対して、例えば今回の合併に際して、本来は高鷲村有林であったり大和町有林であったりという、まさに自治体の財産でつい最近まであったものが今回財産区になったものというものと二通りあるわけなんですけれども、そういう中で、しかし、法に照らして言えばどちらもそういうものの手続としては自治法にのっとった手続をやるべきだという監査委員の御指摘と受けとめております。

したがって、すぐにはできないがというふうに私が答弁したのは、例えば、今年度中にやりますというようなことはなかなかお約束できないので、極力しかし早く適正化をしたいということとでございますし、誰に対して理解を求めるかというのは、直接の相手は、実質的には今そういうことで、財産区の自主性の中でやっておられる管理会の委員さんに特に御理解をいただきたいと思ひますし、もちろん管理会の委員さんはその地区の、例えば旧来から、特に古い財産区については、その山の管理とかそういうものも地域の住民の皆さんが出ていってやってきておられたという長い努力と汗とのそういうかわりがありますので、そういう方々にもあるいは特に御理解もいただかなければいけないと思ひますが、そういう形で御理解をいただきたいというふうに思ひています。

したがって、あくまでもどういう形で理解を求めるかというのは、実質的な意味での自主性を私たち市がとってしまおうということではありませんよと。ただ、手続的にそういうものの出し入れ等については本来あるべき自治法の姿に戻していただければありがたいということで、今後も努力をしたい、こういう趣旨で申し上げているところでございます。

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） ここ、これだけの3行、4行では、会計というところが、ことについて議論され、また答弁があったという形にも読み取れなかったもので、あえてお聞きいたしました。これ大事な文書というか、残りますので。

そして、その下の行を見ていくと、例えば明宝、和良の場合は、一般会計に繰り出して福祉向上事業などを行っているというようなことを書いてあると、これをまた福祉、その地区だけじゃなくて大きく考えれば郡上のためにもそういう予算を支出していることもあるんだよというようなところもあって、最後のこのくくりが、この統一した方針を出すのが難しいという説明がありました。という形にくくってあるので、何か先の方針というものを市長のお考えというものはっきりとし

たものが見えてこないといえますか、先ほどの協定の確約書ですね、協定書のことをよく御理解されているということはほんとにありがたいことですが、そうしたことをしっかりと堅持していく市の体制なのかどうなのかというところを結構心配される方も見えるんです。ほんとにそれを昔から守ってきた方というのはそうなんです。そのあたりを今後の課題といえますけれども、もうちょっとわかりやすくものができればわかるんですけれども、よく今の内容でわかりました。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 後段のところは、ここはちょっと私が答弁したかどうかちょっと記憶が定かじゃないんですが、そういうことで財産区の自主性を重んじるという基本的なスタンスは私もそれは引き継いでいくつもりでおりますが、片一方で、このところはちょっと御説明させていただきますと、明宝とか、特に和良というようなところの財産区でそういう収益の上がったものについて財産区の会計で直接出して何か地元の事業をやるというようなやり方をちょっとやっていた時期もあって、その辺をちょっと指摘もございまして、議会のほうからも指摘がございましたし監査委員のほうからも指摘があったように思いますが、そういう財産区の管理に係ることではないものでそういう地元の公益的な事業にということであれば、一旦それを一般会計へ財源を繰り入れて、そして一般会計のほうでこういう形で使いますよということの議決も経て使うべきだということで、この和良や明宝は今こういう形をとっているということです。

ですから、私は財産区はその地域地域の皆さんが将来何か公益的に必要なことがあればその財源を使いたいという本来の趣旨ですので、こういう手続をとっていただいて使っていただくことには、私はそんなに大きな支障があるものではないというふうに思っています。ただ、自治法の中にも、財産区の運営については当該その財産区が存在する市町村の一体性を著しく損なうような運用をしてはならないという一文もございます。そういうことで、その辺を、バランスをとりながら、あるいは市民の皆さんにも理解していただけるようなこのところについての使い方も、そういうことに配慮する必要はあるというふうに思っております。

そういうことで、今後もこういう形のもので、ぜひ財産区から上がったものでその当該財産区が所在しているところの公益的なものに使いたいという皆さんの御意思があれば、それは一定の手続をとって尊重していきたいというふうに思っていますが、後段のほうに、特にそういうことを一律にやれと言われても、例えば財産区によっては恒常的にそういう収益の上がる場所もあればない場所もあるというようなことで、一律に出すほうについて何か市がこういうふうにしてほしいというようなことをいうのは困難であるという趣旨のことを申し上げたのではないかというふうに思っています。

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 了解しました。

○議長（清水敏夫君） その他質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第161号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） これ多分軽微なミスだと思うんですが、大和財産区の特別会計の予算執行実績報告書なんですが、63ページになります。そこに、役務費で1万円と書いてありますが、これは出資の間違いだと思うんですが、これ軽微な文字の間違いだと思うんですが、その指摘がありませんでしたので、その1点だけ訂正していただきたいと思います。実際は森林組合の出資した1万円というのは載ってなくて、役務費として、役務費はこの決算書を見ますとゼロになっていますので、多分間違いだと思います。

○議長（清水敏夫君） この件は、決しておりますけれども、一応……。

（「文字の間違いだけ」と13番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今の投資及び出資金ということでございますので、申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

それでは、議案第162号 平成23年度郡上市水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第162号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第163号 平成23年度郡上市病院事業等会計決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第163号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第議案第171号について（委員長報告・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程32、議案第171号 財産の無償譲渡について（白鳥町向小駄良地内）を議題とします。

本件は総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より御報告いただき、質疑、討論、採決いたします。総務常任委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されましたその他1件について、9月19日、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第171号 財産の無償譲渡について（白鳥町向小駄良地内）。

総務部長より、自治会名義では登記ができないために市名義となっている土地について、向小駄良自治会の地縁団体認可に伴い当該自治会に移すものであるとの説明を受けました。

委員から、現在の利用状況について質問があり、空き地となっているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。以上であります。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第171号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎陳情第1号から要望第1号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程33、陳情第1号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の採択についてと、日程34、要望第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました2件は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告いただき、質疑、討論、採決を行います。

それでは、初めに産業建設常任委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) それでは、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました要望1件について、9月14日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

要望第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてであります。

農林水産部長及び林務課長から、地球温暖化対策関係税の上乗せとして本年10月1日施行の地球温暖化対策のための税について説明と、県内他市の関係意見書の提出状況の説明を受けました。

本要望は、地球温暖化対策のための税の使途として、森林等の吸収源対策のため、一定割合を地球温暖化対策譲与税として地方へ譲与する仕組みの構築を求め、全国森林環境税創設促進議会連盟より提出されたもので、委員から、郡上市は総面積のうち9割が森林であり、森林環境の保全、水資源の涵養、地球温暖化の防止等に大きく貢献していることも意見書に含めて提出してほしいとの

意見がありました。

審査の結果、本委員会といたしましては全会一致で要望第1号を採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

9月7日開催の平成24年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました陳情1件について、9月18日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

陳情。

陳情第1号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の採択について。

議会事務局に岐阜県保険医協会からの陳情書を朗読させ、全国市議会議長会に登録されている本陳情に関連する意見書の提出状況と歯科診療の保険給付範囲の拡大に限定した意見書の事例があるとの説明を受けました。

委員から、本陳情は歯科診療報酬の改定を求める内容と患者の歯を守れという内容の二通りの記載がある。歯科診療報酬を上げれば患者の自己負担の増につながり矛盾を感じるとの意見がありました。

委員から、本陳情書の提出方法について質問があり、市内の歯科医師が直接本陳情書を持参されたわけではないとの説明がありました。

健康福祉部長及び健康課長から、参考に市内の歯科医療機関の状況、近年の歯科診療報酬の改定、歯科技工士などの就職状況、近隣市の取り扱い状況などの説明を受けました。

委員から、市内からの陳情を最優先すべきであり、市民からの声があれば考えなければならないとの意見がありました。

委員から、陳情者から提出された意見書のひな型の内容が郡上市の現状にそぐわない部分もあるので、そのまま市議会として取り扱うのはどうか。本当に切実であれば、市内の歯科医療関係者が直接陳情に来るべきであるとの意見がありました。また、今後の市内歯科医療関係者の動きを見守りたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会といたしましては全会一致で不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成24年10月5日、郡上市議会議長 清水

敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

それでは、陳情第1号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の採択についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） いろいろここに郡上市の歯科医からの意見はどうかとか、なかったということなんですけれども、それから郡上市の実情にそぐわない部分もあるのではというのがちょっとわからぬので、説明をお願いしたいと思いますし、ここに出ておことは、主に歯科医師の待遇改善を求めていると。そのことによって歯科の診療内容を向上させたいという希望だというふうに私は思うし、何ら問題はないと思って見とったんですけれども、その前に全国市議会議長会に登録されている関連の意見書の提出状況なども書いてありますので、その内容についてもどの程度出ているのかというのをおわせてちょっと知らせていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） 今の質問に全てということではございませんけれども、郡上市の現状ということで、お調べいただいたものがありますので、ちょっと朗読しますけれども、この件につきましては、郡上市の歯科医師会長、これは白鳥町の西村歯科でございますけれども、陳情文書の内容確認、届いているかは曖昧、細かい点は思いつかないということ、市内には14の歯科医療機関、大半が岐阜県保険医協会に加入しております。診療報酬は歯科で2年に1回の改定があります。22年度から24年度までに医科より歯科のほうが報酬は上昇しておるそうであります。基本的な技術料、虫歯の治療は十数年上がらなかったのが多少上がりましたと。

歯科技工士のいる歯科、市内で4カ所、ほとんどは外注であるということでございます。歯科衛生士のいる歯科、市内で12カ所、就職率では県内の学校卒業者は大半が就職、市内には当てはまらないということでございます。

美濃市のことでございますけれども、これは実態とそぐわないということで、これを取り上げておりません。

関市に関しましても、協会に加入しない歯科医師が存在して取り上げていないという、こういう現状でございます。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁ありましたが6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そのほかのことについてはええかな。意見書の提出状況とか。

○議長（清水敏夫君） 意見書の提出状況は今申し上げ……

（「美濃市と関市は言うた」と呼ぶ者あり）

○6番（野田龍雄君） それは聞きました。そんだけかな。これは全国と書いてあるもので。

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄先生、どうですか。

○6番（野田龍雄君） そのほかはないということだね。

○9番（村瀬弥治郎君） 執行部に。

○議長（清水敏夫君） じゃ、参考のために執行部のほうで答弁できるようでしたらお願いしたいと思いますが。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 冒頭のところの全国の状況についてはちょっと議会事務局のほうで資料を出していただきまして、ちょっと私のほうではあれですけども、今、村瀬委員長のほうからありました市内というような状況については、今御説明をされたとおりにいうふうに思っております。

健康福祉部としても、この陳情書が出てまいりましたものですから状況を調べるということで調べさせていただいたものでございまして、特に郡上市内の状況ということで今御説明があったとおりでございます。

この中で、出てきておりましたことの中での郡上市の状況と若干そぐわないというのが、郡上市の中では歯科衛生士という方が雇用をされとるという状況の中ですので、比較的にはちょっとできませんけども、郡上市内としてはとりあえず充実しているところでの診療報酬の中で今歯科診療はされておると。

ただし、ここにありますように、歯を大事にするとかというソフト面については非常に大事でありますものですから、その部分ではこの中に書いてありますように、2つの意見という中での患者の歯を守るという内容については、非常によくわかるけど、ほかの部分で若干違うんじゃないかと、こういうふうなふうに我々は理解しておりますし、先ほど言われました内容については我々が調べさせていただいたものを委員長のほうで答弁していただいたというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（清水敏夫君） 6番議員、よろしいですか。

○6番（野田龍雄君） いいです。

○議長（清水敏夫君） じゃ、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 不勉強であれなんですが、医師の報酬についても近年、去年やったか、ことしやったか、去年やったかなちょっと改善されたということをお聞きました。長いことそういう改善が進まないということと、それから特に郡上なんかでもそうですけど、医師不足を言っておるわけですが、医師の待遇改善は大きな問題でないかというふうに思うんです。

歯科についても、郡上の実情を知りませんので、僕行っておところの歯医者さんぐらいしか知らんもんで言えませんけれども、いずれにしてもここで言われているような待遇改善については、積極的に応えてもっとよくしていくということが大事じゃないかというふうに思いますので、私、これ全会一致で不採択となったのは大変残念なんですが、ぜひ採択してほしいというふうに思いますので、皆さんの賛同を得たいと思います。

○議長（清水敏夫君） ただいま原案に賛成の討論をいただきましたが、原案に反対の討論を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 私も文教委員会におりまして、この取り扱いに非常に苦慮したわけですが、最後のほうで委員長が報告しましたように、郡上市の現状に合っていないということ、それから全くこれを否定するものでなくて、郡上市内の歯医者さんのほうからこういった要望が出てきたときには対応するけども、現状ではそういった動きもないようだ。歯科医師の会長さんからもそういったことはないという委員長の報告はありましたが、そんなふうですので、その時点では、現時点としては意見書の採択を見送ろうということで、文教委員会としては全会一致でまとりましたので、そういった状況でありますので、ぜひとも皆さんの賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） そのほかありますか、討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「原案を」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 原案を採択、原案に賛成。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） わかりました。御苦労さまでした。賛成少数と認めます。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

要望第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見

書の採択についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を採択とするものであります。委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

◎議発第11号について（採決）

○議長（清水敏夫君） 日程35、議発第11号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第122条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議発第12号について（委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程36、議発第12号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、また各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第17号について（報告・質疑）

○議長（清水敏夫君） 日程37、報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成24年10月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第9号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年9月7日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成24年8月1日午前10時半ごろ、郡上市八幡町島谷965番地において、公用車が停車中の対抗車両を避けて通行しようとしたところ、公用車の荷台が民家の屋根のひさし部分に接触した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、3万1,500円でございます。

専決第10号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年10月2日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成24年3月24日正午ごろ、郡上市美並町山田1713番地1付近において、突風により選挙ポスター掲示板が市道に飛ばされ、走行中の相手方車両がこれを踏んだことにより、バンパーが破損した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、3万7,790円でございます。

どうも申しわけございませんでした。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 12番、上田です。専決第10号についてちょっとお聞きします。

これ選挙ポスター掲示板というのは、いわゆる公設の市長あるいは市議会議員の選挙のポスターということで理解していいんですね。人身事故に発展しなくてよかったというふうに思っておりますが、設置者が責任というふうなことで損害賠償に応じたということやと思いますけれども、設置については委託した業者があったんじゃないかと思うんですが、その業者と設置者との関係はどう

なるのでしょうか。

例えば、施工業者に設置する上での業務的な何らかの過失はなかったのか。突風もなんなんですが、そういうようなことであるとか、もし施工業者に業務に関する多少なりとも過失があったんなら、設置者としてどういような、これが今度逆に損害賠償を求める意思があるのかどうかというようなこと、お尋ねします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 通常のこの措置は、ちょうどかなりの突風ということで、掲示板が倒れたということでございます。それで、すぐ現場のほうを確認した中で、今回ちょうど風通しが非常にいいところで、そこに看板を設置するというので、そこに当たって倒れたということで、今回設置場所等々も問題もあったのかなということで、非常にこの日は雪等もあったというふうなことで、そこにおいては、今回は市のほうのその辺の設置の場所の関係があったと思います。

それで今、議員言われましたように、今後そういうようなことがあってなった場合は、市としてもそういうようなことは業者と調整を図っていききたいというふうに思っています。

○議長（清水敏夫君） 12番議員。

○12番（上田謙市君） 総合的に理解すると、設置しようとした場所が正常に考えられる場所ではなかったという反省もあり、そして施工業者とはそういうふうな細かい点についての取り組みもなかったんで、今後はそうした場合も想定しながらやっていこうというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今回は、特にそういうようなところであったということで、それは多少ずらしたり、そういうようなことも突風の風の当たらないような形で行っていききたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか、はい。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 関連、今一応行政側の答弁を聞きましたが、設置業者、入札であったと思うんですが、その業者とのかけ合いはされたのか。全く行政がこれは行政側のあれですよとの判断でやったのか、それともそういうことなのか。

例えばその業者が保険なんか掛けてみえんのかな、その辺のことについてはどうですか。

○議長（清水敏夫君） ちょっとお待ちください、調整中です。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 市側の判断と。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ちょっとこれは市長なのか、担当総務でいいのかわかりませんが、ちょっと即断でないですか。手落ちがあるように思います。設置業者と一遍ちょっと話されて、金額も金額多い少ないにかかわらず、今後のこともありますし、一旦そこはきちんと折衝されていいかと私は思います。どうですか。

○議長（清水敏夫君） 執行部、答弁はどうですか。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今ちょっと調べますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 調査中ということでしばらく時間をいただく。その他質問ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 専決第9号についてであります。

これを読みまして、民家の屋根にぶつかったよということで、民家の屋根壊したよで、損害賠償の相手が愛知県ときたものですから、多分この家はこの人の持ち物だというふうに理解はしたんですけども、そういう理解でいいのか。市内の民家でありながら、愛知県の方が持ってみえるということで、そういう理解の仕方によろしいんですか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） その持ち主はその方でございます。

○議長（清水敏夫君） いいですか。

（「了解」と13番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほかはないですか、これについては。

では、執行部で今調整をしておりますので、調査を、しばらくお待ちください。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 済みません、今の掲示板の山田議員の関係でございますが、この掲示板においては、設置して市のほうとして確認検査して受け取っておるという中で、この後の責任においては市のほうの責任であるということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 一応設置して、そして一応市が確認してそれを受け取った場合は全て後は市の責任ということの解釈でなんですね、そうですか。そうですか。今後いろんなことがありますの

で、その辺だけは、確認しておきます。

○議長（清水敏夫君） それでは、副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 通常の工事とかいろんな物品の導入等々の関係と同じような関係になるんですけども、要は瑕疵責任というものの定義づけなんです。その場合に、いわゆる自然災害等々において被害が出た場合、いわゆる明らかに瑕疵があったというような場合は、我々としても当然その責任追及はできるんですけども、今回の場合は先ほどお話がありましたように、説明があったように自然災害によってこういうなったということでございましたので、いわゆる市のものとしての賠償を行ったということでございますので、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 8番議員、よろしいですか。

（「はい」と8番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第17号を終わります。

◎議報告第9号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程38、議報告第9号 諸般の報告について。

議員派遣等報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき報告にかえます。

◎議報告第10号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程39、議報告第10号 中間報告について。

常任委員会等の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議発第13号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程については、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

◎議発第13号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程40、議発第13号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第13号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について
表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見
書を提出する。

平成24年10月5日提出

提出者 郡上市議会議員 渡 辺 友 三

賛成者 郡上市議会議員 鷺 見 馨

賛成者 郡上市議会議員 田 中 和 幸

郡上市議会議長 清水敏夫様

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保としている。

当郡上市は、総面積1,031平方キロメートルのうち9割が森林であり、清流長良川の源流地域に位置し、森林環境の保全、水資源の涵養、地球温暖化の防止等に大きく貢献している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月 5 日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国家戦略担当大臣

農林水産大臣

環境大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ここで提案者の説明を求めます。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、ただいま議題となっております意見書の提出についての提案説明をさせていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出でございますが、ただいま事務局より朗読いただいたとおりでございます。意見書の重複となるようなことが多分でございますけれども、既にもう地球温暖化対策のための税として、10月1日より導入されております。これ平成28年3月まで段階的に引き上げられていくというものであり、その用途はCO₂の排出抑制の対策に充当するというものにされておりますが、同時に健全な森林を育て、森林によるCO₂吸収対策も重要な問題でございます。

我が市は、郡上市は全面積の90%以上を占める森林、これは再生可能な資源である木材を供給し、循環型社会づくりに寄与するだけでなく、良質な水を育み、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止

に貢献するなど、さまざまな機能を持っております。

しかし、近年、木材の価格の低迷や地域の過疎化、高齢化等により手入れが行き届かなくなった森林は、林の中が暗くなり、下草が生えず、土砂の流出が進むなど、森林機能の低下が進み、市民生活や自然環境にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されております。

手入れ不足になっている人工林で適切な間伐を行い、林の中を明るくして、下草や広葉樹の育成を促し、土砂の流出を抑え、保水力を高め、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止の役割を十分に果たすことのできる、可能にするためにも、森林整備のための地域の財源として、今回、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じ、地方へ贈与される仕組みづくりを求めて意見書を提出するものでありますので、どうか議員各位の御賛同をお願いして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第13号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

ここで市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成24年度の第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

去る9月7日開会以来、議会におかれましては、終始真剣かつ熱心に御審議いただきました。提出いたしました条例、予算、決算認定等、それぞれ慎重に審議していただきまして、御議決いただきました。まことにありがとうございました。

審議の過程でいただきましたさまざまな御指摘、御意見、御提案につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、この場をおかりいたしまして、過日行われました、ぎふ清流国体・相撲競技会の結果等

について、若干の御報告と御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、9月30日から10月2日までの3日間、白鳥町の合併記念公園特設会場におきまして、相撲競技の熱戦が繰り広げられました。初日30日には、台風17号の接近ということがございまして、特設テントで行うというような条件のもとで大変心配いたしましたけれども、幸い一時的にかなり強い雨は降りましたが、特に心配しておりました暴風雨というようなものについては軽微で済んだというようなことでございました。

また、2日目もからっと晴れ上がるというわけにはいかず、雨が残りしましたが、最終日はすばらしい秋空になったというようなことで、おかげさまで大会を終了することができました。

競技の内容につきましても、皆様御承知のとおり、すばらしい熱戦が繰り広げられました。特に県勢の活躍についても、本当に感動させられるものがございまして、成年男子につきましては、団体・個人とも3位、そして少年男子につきましては、個人で5位に入賞ということで、成年男子、少年男子合わせて総合で岐阜県チームは7位につけるというふうに健闘していただきました。活躍していただきました選手の皆さん方にも、敬意と拍手を送りたいというふうに思います。

大会2日目には、高円宮妃の久子妃殿下がおいでいただきました。また次女の典子女王殿下もおいでいただいて御声援いただきました。

最終日には、古田知事も会場に顔を出していただきまして、団体戦に熱い声援を送っていただいたところでございます。

競技や大会の運営につきましては、日本相撲連盟を初め競技関係者、そしてまた市の職員等によるスタッフの尽力によりまして、円滑な大会運営をしていただくことができました。特に、進行のための放送アナウンスなど、大変これまでの練習を重ねてきた成果が出てきた大会運営でございまして、特に大変見えるところで、あるいは見えないところでたくさんの職員スタッフが支えてくれましたが、職員の労も心からねぎらいたいというふうに思います。

それからまた、郡上高校、郡上北高校の皆さん、そして市民の皆さん初めたくさんのボランティアの皆さん、交通安全協会あるいは自治会といったような諸団体、あるいは市民の浄財を募って大会開始の前夜花火大会を行っていただいた市民有志の方々等々、大変たくさんの皆さんに、市民の皆さんに支えられての大会であったというふうに思っております。

3日間を通じまして、延べ約1万700人の方が会場に足を運んでいただいて、大いに盛り上がった3日間であったというふうに思っております。

議会におかれましても、今回、ことしだけでなく、長い道のりがあったわけでございますけれども、その間、国体関係の予算に対する御理解、また実行委員会等への参画等々最大の御支援をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

特に清水議長におかれましては、大会3日間とも競技会場においでをいただきまして、いろいろ

と御尽力いただきましたことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。また、議会の皆様方もたくさんの皆さんがおいでをいただき、観戦をしていただきましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

今後、郡上市といたしましては、これを契機に将来へ向けて相撲の振興はもとより、市民スポーツの振興に努力してまいりたいというふうに思っております。

そして、国体が一段落いたしますと、来年1月末には中部日本スキー大会が開催されますので、その準備運営に向けてまた努力してまいりたいというふうに思います。

結びに当たりまして、これで今回の議会は閉会になるわけですが、これから実りの秋、各地域において祭礼やふるさと祭り、あるいは全市的な郡上の食の祭典等々たくさんのイベントもございます。議員の皆様方もこれからさらに年末に向けてお忙しい日常となることというふうに思いますが、健康に御留意いただきまして、御活躍くださいますことを祈念申し上げたいと存じます。

以上申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（清水敏夫君） それでは、平成24年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る9月7日から本日まで29日間にわたり、23会計の決算認定を初め条例改正、補正予算など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝を申し上げます。

また、齋藤、古川両監査委員には、決算審査から決算認定となる本定例会まで長期にわたり、まことに御苦労さまでした。心よりお礼を申し上げます。

市長を初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見あるいは要望につきましては、今後の市政の執行に十分に反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行者各位におかれましては、健康に留意いただきまして、ますますの市勢の発展のために御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第4回郡上市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

(午後 2時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎